



平成28年4月25日

各 位

会 社 名 古河電気工業株式会社
代表者名 取締役社長 柴田 光義
(コード番号 5801 東証第1部)
問合せ先 IR広報部長 増田 真美
(TEL. 03-3286-3050)

北米における民事賠償請求に関する特別損失の発生について

当社及び当社米国子会社は、北米における過去の自動車用ワイヤーハーネス・カルテルに関する民事賠償問題について、主要な顧客との和解に合意することを、本日開催の取締役会で決定致しました。また、米国の裁判所で係属中の集団民事訴訟に関し、特別損失を引き当て計上することになりましたので、お知らせ致します。

記

1. 和解金の支払に関する特別損失の発生

当社は、2011年(平成23年)9月29日(米国時間)、自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の取引に係る米国競争法違反に関し、米国司法省との間で司法取引に合意しております(詳細につきましては、平成23年9月30日付開示文書「自動車用ワイヤーハーネス・カルテルに関する米国司法省との合意について」をご参照ください)。

当該違反行為に関連して主要な顧客と協議を進めてきた結果、当社グループが和解金として2,650万米ドルを支払うことを含む和解契約に合意することを本日開催の取締役会で決定致しました。これに伴い、平成28年3月期決算において、当該和解金相当額32億円を特別損失として計上致します。

なお、本件和解協議は秘密保持義務を伴うものですので、詳細に関する開示は差し控えていただきます。

2. 米国の集団民事訴訟に関する特別損失の計上

当社及び当社米国子会社は、自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の取引に係る米国競争法違反に関し、平成23年10月以降、損害賠償を請求する複数の集団民事訴訟を米国の裁判所に提起されております。これらの訴訟につき、現時点で入手可能な情報に基づいて合理的に見積りが可能な金額を引当金として計上する必要性が高まりましたので、平成28年3月期決算において、特別損失(訴訟等損失引当金繰入額)として68億円を計上致します。

本件集団民事訴訟は、当社が、これまでに各国の競争法当局から調査または捜査を受けた自動車用部品の取引に関する違反行為に基づくものであり、違反とされた行為自体は既に終了しております。

当社グループの独占禁止法・競争法違反問題に関しましては、関係の皆様にご多大なるご心配、ご迷惑をおかけしておりますことを、心からお詫び申し上げます。今後も引続き再発防止策の徹底を図り、当社グループの信頼回復に向け一層の努力をまいります。

3. 当社の業績に与える影響

上記により、平成28年3月期の連結決算において、当該和解金相当額約100億円を特別損失として計上致します。また、当該事象に伴う米国子会社の財政状態の悪化に伴い、平成28年3月期の個別決算において、関係会社事業損失引当金繰入額約100億円を特別損失として計上致します。なお、当該個別決算上の特別損失は、連結財務諸表上は相殺消去されます。

本件が平成28年3月期通期の業績に与える影響につきましては、本日別途開示する業績予想の修正に織り込んでおります。

以上